

## 社会福祉法人倉敷連医会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人倉敷連医会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づく理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、倉敷連医会を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づく評議員をいう。

### (報酬の支給・方法等)

第3条 法人は、役員及び評議員に報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員については、この規程による報酬等を支給しない。
- (2) 非常勤役員の報酬については、理事会及び評議員会への出席等、その都度、現金で支給する。
- (3) 評議員の報酬については、評議員会への出席等、その都度、現金で支給する。

### (理事会及び評議員会の出席報酬の額)

第4条 役員が理事会、評議員会に出席した時及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1に基づきそれぞれの報酬を支給する。

なお、同一日に開催された2以上の会議に出席したときは、一方のみの支給とし重複支給しない。

### (役員等業務報酬)

第5条 役員及び評議員が、理事会、評議員会以外の日において理事長の命を受けて、

会議、研修会への出席又は法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 3 により、その都度現金で報酬を支給することができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、理事の職務執行の監査、計算書類等の監査にあたった場合及び法人指導監査に立ち会った場合は、別表 2 により、その都度現金で報酬を支給することができる。

3 第 1 項の場合において、法人の旅費規程（平成 17 年 7 月 1 日制定）に定める旅費が支給された場合は、報酬を支給しない。

（費用弁償）

第 6 条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用について、実費弁償することができ、これを請求のあった日から遅滞なく現金で支払うものとし、又前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、法人の旅費規程（平成 17 年 7 月 1 日制定）により支給することができる。

（公表）

第 7 条 この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成 29 年 6 月 15 日(定時評議員会の終結の時)から施行する。

（関係規程の廃止）

この規程の施行に伴い、「社会福祉法人倉敷連医会役員等の費用弁償に関する規程（平成 16 年 7 月 7 日制定）」は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和2年3月19日改正）（別表3（日額）改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（日額）

名 称	報 酬（※）
理事会出席報酬	日額 5,000円
評議員会出席報酬	日額 5,000円

※報酬額は、源泉徴収税額を控除後の額とする

別表2（日額）

名 称	報 酬（※）
監事の監査業務報酬	日額 5,000円

※報酬額は、源泉徴収税額を控除後の額とする

別表3（日額）

名 称	報 酬（※）
<u>役員・評議員</u> の業務報酬	日額 10,000円

※報酬額は、源泉徴収税額を控除後の額とする